

第 1 章 総 則

第 1 節 水防計画の目的

この計画は、松江市における洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するとともに公共の安全、民心の安定を図ることを目的として、市内の各河川に対する水防上必要な監視、警戒及び樋門等の操作、消防機関及び水防隊の活動並びに水防上必要な器具、資材及び設備の整備運用等について水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条の規定に基づいて定めたものである。

第 2 章 水防組織

第 1 節 水防の責任

1 市の水防責任

市長は、市の区域内における水防体制と組織の確立、強化を図り、水防を十分に果たすべき責任を有する。

国土交通大臣又は島根県知事から洪水浸水想定区域^{注 1}の指定があったときは、松江市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2)避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3)災害対策基本法第 4 8 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水、又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4)浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等

ロ 要配慮者^{注 2}利用施設

ハ 大規模な工場その他の施設（申出があった施設に限る）

2 住民の水防義務

市内に居住する者又は水防の現場にある者は、市長から出動の要請があればこれに協力し、水防に従事しなければならない。

3 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の被災状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、市民等へ周知するものとする。

第 2 節 水防本部

市長は、水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要と認めたときは、防災部防災危機管理課内に別表 1 の水防本部を設置する。

注 1 洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域。

注 2 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの。

第3節 水防本部各班の業務

水防本部各班の業務は、別表2のとおりとする。

第4節 水防隊

水防隊は、消防団の組織とし、別表3-1のとおり編成し、別表3-2のとおり配置するものとする。

第5節 水防関係機関

水防関係機関一覧は、別表4のとおりである。

第3章 水防に関する観測システム・通信設備

第1節 雨量・水位の観測及び水防情報

雨量・水位観測システム及び水防情報は、別表5のとおりである。

第2節 水位観測地点及び水位到達情報^{注3}伝達系統

水位観測地点及び当該箇所からの水位到達情報伝達系統は別表6のとおりとする。

第3節 通信設備

通信連絡は、次の通信設備を利用して迅速に行う。

(1) 水防機関連絡システム

- ① I P 無線機 ② 県防災行政無線 ③ 固定電話 ④ 衛星携帯電話
- ⑤ 消防通信施設

(2) 住民伝達システム

- ① 防災行政無線(同報系)(屋外スピーカー) ② 屋内告知端末(おしらせ君)
- ③ 防災メール ④ ホームページ ⑤ 松江市防災情報X(旧ツイッター)
- ⑥ ケーブルテレビ ⑦ Yahoo!防災速報アプリ ⑧ 松江市公式LINE

第4章 水防体制

第1節 水防の体制

市長は、県又は松江地方気象台から水防に関する気象等予警報の連絡があったとき、その状況に応じ次の水防体制をとるものとし、その運用は別表7のとおりとする。

(1) 注意体制

水防関係各課は、注意体制勤務を行い、必要な河川の水位観測を実施する。

(2) 準備体制

水防関係各課は、準備体制勤務を行い、都市排水及び農耕地排水施設管理者に対し、排水作業等の要請を行う。

(3) 警戒体制

水防本部を設置するとともに、水防各班は、警戒体制勤務を行う。

なお、状況により避難の指示及び災害体制移行の準備を行う。

注3 水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川においてあらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)、避難判断水位、氾濫注意水位(警戒水位)への到達情報のほか、氾濫発生情報のことをいう。

(4) 災害体制

松江市地域防災計画に基づく災害体制勤務を行う。

第2節 体制別連絡系統

体制別の連絡系統は、別表 8-1、8-2、8-3 のとおりとする。

第3節 風水害対策動員計画

体制別の職員動員計画は、別表 9 のとおりとする。なお、必要に応じ他の部課の職員を動員するものとする。

第4節 警察署との連携

市長は、松江警察署長と密接な連絡をとり、水防のため必要があると認めるときは、警察官の出動を要請するものとする。

第5節 協力及び応援

1 河川管理者（国・島根県）及び水防関係機関等との連携

(1) 水防連絡会

市は、国土交通省出雲河川事務所等が開催する水防連絡協議会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮における越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省出雲河川事務所及び島根県河川課、松江県土整備事務所とのホットラインにより、また、気象状況については松江地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

2 企業等との連携

市長は、別表 10 に掲げる風水害に関する協定・覚書締結団体に対して、積極的に情報提供を行うとともに、水防のため必要があると認めるときは、各協定・覚書内容により応援要請を行うものとする。

第6節 水防資材器具等

1 国土交通省の水防資材器具及び災害対策用機械

国土交通省の水防資材器具及び災害対策用機械の使用を必要とする場合は、市長は、中国地方整備局出雲河川事務所長に要請する。（別表 11-1、11-3）

2 県の水防資材器具及び災害対策用機械

県の水防資材器具及び災害対策用機械の使用を必要とする場合は、市長は、松江県土整備事務所長に要請する。（別表 11-2、11-3）

3 市の水防資材器具

市の水防資材器具は、別表 11-4 のとおり保有する。

4 水防用車両

輸送のための市関連機関保有車両、島根県及び国土交通省の保有する車両は別

表 12 のとおりである。

第 5 章 水防活動

第 1 節 気象・津波状況連絡

1 気象等警報・注意報、特別警報の発表

松江地方気象台は次の基準に該当すると予想した場合、気象等警報及び注意報を発表する。

- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 水防に関する気象等警報・注意報の種類及び発表基準 | 別表 13-1 |
| (2) 津波警報・注意報の種類及び発表基準 | 別表 13-2 |
| (3) 水防に関する特別警報の種類及び発表基準 | 別表 13-3 |

2 気象等警報・注意報、特別警報の伝達系統

水防に関する気象等警報・注意報、水防に関する特別警報の伝達は、別表 14 のとおりとする。

津波警報・注意報等の津波情報等の伝達は、津波避難計画に別に定める。

第 2 節 水位の観測及び伝達

市長は、水防に関する気象等予警報を受け、必要と認めたときは、次の事項について水位の観測を実施するものとする。

- (1) 水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位及び氾濫危険水位に達した時刻とそれぞれの水位に下降した時刻
- (2) 水防団待機水位以上に達した場合、目視観測を行う箇所は 1 時間ごとの水位、別表 5 に記載のある県のシステムで観測を行う箇所は 10 分ごとの水位
水位観測地点及び各水位、水位情報等の伝達系統は別表 6 のとおりとする。

第 3 節 水位周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川において、あらかじめ定めた水位に達したとき、国土交通大臣又は知事は、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

1 国土交通省管理河川の水位周知

(1) 区域及び発表担当者

① 水 系：斐伊川

河川名：斐伊川 大橋川・宍道湖

観測所：松江（白潟本町）

発表担当者：国土交通省出雲河川事務所長

発表の様式：島根県水防計画（資料 10）第 21 号表

② 水 系：斐伊川

河川名：斐伊川 境水道・中海

観測所：中海湖心（八束町八束）

発表担当者：国土交通省出雲河川事務所長

発表の様式：島根県水防計画（資料 11）第 22 号表

(2) 水位到達情報伝達系統

水位到達情報が発せられたときの伝達系統は、別表 6 のとおりとする。

2 県管理河川の水位周知

(1) 区域及び発表担当者

水 系：斐伊川

河川名：意宇川

区 域：左岸^{注4} 八雲町日吉（八雲大橋）から富士見町（河口）まで

区 域：右岸^{注4} 八雲町日吉（八雲大橋）から意宇町（河口）まで

観測所：神納橋（八雲町日吉）・出雲郷（東出雲町出雲郷）

発表担当者：水防松江支部長

発表の様式：島根県水防計画（資料 12）第 25 号表

(2) 水位到達情報伝達系統

水位到達情報が発せられたときの伝達系統は、別表 6 のとおりとする。

第 4 節 水門・樋門・堰・ダムの操作

水門・樋門・堰・ダムの管理者は、操作規則等に基づき管理及び操作を行うものとする。

市長は、これらの施設の規模、能力等を熟知するとともに、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

- | | |
|------------------|---------|
| 1 堰一覧表 | 別表 15-1 |
| 2 水門・樋門・簡易ゲート一覧表 | 別表 15-2 |
| 3 陸閘一覧表 | 別表 15-3 |
| 4 ダム一覧表 | 別表 15-4 |
| 5 ダム通報系統図 | 別表 15-5 |

第 5 節 水防警報

水防警報とは、国土交通大臣又は知事が、洪水・津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川・湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の機関が、洪水・津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表である。

1 国土交通省管理河川の水防警報

(1) 水防警報指定河川、区域及び発表担当者

水 系：斐伊川

河川名：斐伊川

区 域：左岸 雲南市木次町下熊谷 126 番の 5 地先から海まで

区 域：右岸 雲南市木次町西日登 2452 番の 3 地先から海まで

発表担当者：国土交通省出雲河川事務所長

(2) 水防警報の種類と条件

水防警報の種類と条件は、別表 16-1、16-2 のとおりとする。

(3) 水防警報伝達系統

水防警報が発せられたときの伝達系統は、別表 16-4 のとおりとする。

注 4 河川の上流から下流に向かって見たときに、右側の岸を右岸、左側の岸を左岸とする。

2 県管理河川の水防警報

(1) 水防警報指定河川、区域及び発表担当者

水 系：斐伊川

河川名：意宇川

区 域：左岸 八雲町日吉（八雲大橋）から富士見町（河口）まで

区 域：右岸 八雲町日吉（八雲大橋）から意宇町（河口）まで

発表担当者：水防松江支部長

(2) 水防警報の種類と条件

水防警報の種類と条件は、別表 16-3 のとおりとする。

(3) 水防警報伝達系統

水防警報が発せられたときの伝達系統は、別表 16-4 のとおりとする。

第 6 節 水防措置

1 警戒区域の設定

市長は、水防上緊急の必要がある場所においては、水防活動等の円滑を図るため警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 措置

市長は、水防上危険と認められる箇所があれば、直ちにその河川の管理者に連絡し共同して措置をとるものとする。

3 非常措置

市長は、次の場合に他の消防機関又はその他へ応援を求める等の水防に必要な処置を講じ、被害を最小限度に止めなければならない。

(1) 堤防が決壊したとき

(2) 越水・溢水^{注 5}若しくは異常な漏水^{注 6}が発生したとき及びこれに準ずる非常事態が発生したとき

(3) 河川の水位が氾濫危険水位に達したとき

4 決壊等の通報

堤防その他施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき、あるいは決壊のおそれがあるときは、市長は直ちにこれを別表 17 のとおり水防関係者に通報するものとする。

5 通報事項

市長は、次の場合に松江県土整備事務所に通報するものとする。

(1) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

(2) 水防機関が出動したとき

(3) 水防活動を開始したとき

(4) 水防活動を終了したとき

注 5 川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」を使う。

注 6 河川の水位が上がることにより、その水圧で堤防や地盤の中に水みちができて、川の水が漏れること。漏水した状態が長時間続くと堤防が弱くなり、危険性が高まる。

第 7 節 水防活動

1 水防活動の開始

- (1) 水防に関する気象等予警報を受けたとき、又は洪水の危険が予測されるときは、市長は水防の体制に従い水位及び堤防の監視をし、警戒体制につくとともに、必要な人員を配置につけるものとする。
- (2) 水防警報又は気象等警報が発せられたとき、氾濫注意水位に達したときは、水防隊は何時でも出動できるように出動準備を整えるものとする。

2 水防監視所の設置

警戒を要する期間中、市長は適当な箇所に監視所を設け、別表 18 による標旗をもってこれを表示するとともに、松江県土整備事務所に報告するものとする。

3 水防活動

水防活動は、各班長の指揮に従い、規律統制ある団体行動のもとに水防資材器具を活用し、迅速確実に行わなければならない。

なお、水防活動に従事する者は、ライフジャケットを着用し自身の安全を確保した上で、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状況で活動にあたらなければならない。

また、市長の委任を受け水防活動に従事するものは、水防上の必要がある場合は、私有地等の通行及び使用等を行うことができるものとする。

4 水防体制の解除

市長は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は松江県土整備事務所長から水防警報解除の通知を受けたとき等、一連の水防活動が終了したときは水防体制を解除するとともにこれを一般に周知することとする。

第 8 節 優先通行等標識

水防のため出動する優先通行車両の標識及び水防業務従事者の着用する腕章は、別表 18 のとおりとする。

第 9 節 立ち退きの指示

1 指示

市長は、洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域内的の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。この場合は、松江県土整備事務所長及び松江警察署長に、その旨を連絡しなければならない。

2 避難の伝達及び誘導

居住者に避難のため立ち退きを指示し、又はその準備を行わせる場合は、別表 19 の方法により速やかに伝達する。

また、避難先は別表 20 のとおりとし、あらかじめ関係居住者に周知を行い、避難に際しては最も安全な経路を選び、誘導者を付け誘導するものとする。ただし、津波の場合は、別に定める津波避難計画に基づき行動するものとする。

第10節 河川管理者の協力

1 中国地方整備局出雲河川事務所

河川管理者（中国地方整備局出雲河川事務所長）は、自らの業務に照らし可能な範囲で、松江市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 氾濫想定地点毎の氾濫水到達市町村への事前提示、及び水防管理者から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水、若しくは異常な漏水が発生したとき、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 松江市が行う水防訓練への参加
- (6) 松江市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 松江市及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 島根県知事

河川管理者（島根県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、松江市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 松江市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 松江市および水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第11節 記録・報告

1 記録

市長は、消防職員又は水防隊員が出動したときは、次に掲げる事項を記録して保管するとともに、水防記録を作成してこれを保管するものとする。

- (1) 警戒の出動及び解散命令の時刻並びに出動時刻
- (2) 出動水防作業員の氏名
- (3) 堤防等水防の対象物の箇所、種類、延長及びこれに対する処置とその結果
- (4) 使用資材及び数量
- (5) 破損した器具、資材及び数量
- (6) 警戒中の観測水位
- (7) 水防法第24条の規定により、水防に従事させた者の住所、氏名、出動時間及びその事由
- (8) 公用負担又は購入した資材、器具及びその数量、使用場所、並びに使用の事由
- (9) 処分した障害物の数量、除去場所及びその理由
- (10) 土地を一時使用したときは、その箇所、所有者の氏名及びその事由
- (11) 水防活動中、死傷又は疾病にかかった者の氏名及びその手当の状況
- (12) 避難を指示した時刻及び事由

(13) 支出費の明細

(14) その他記録を必要とする事項

2 報告

水防が終了したとき、市長は、速やかに『水防活動報告様式』（第 35 号表）により、松江県土整備事務所を経由して島根県知事に報告する。

第 6 章 重要水防区域及び危険な箇所

1 重要水防区域

重要水防区域は、松江市の行政区域において、過去の増水により甚大な被害があり今後もそのおそれがある区間又は堤防が決壊した場合にその堤防の背後地及び下流に甚大な被害を与えると予想される区間で、次の基準に従い定めた区域である。

- (1) 既往水害で被災し、未復旧の区間
- (2) 未改修河川で過去に水があふれた箇所、浸水した区間
- (3) 既設堤防護岸が低く、日雨量 100 mm 又は時間雨量 30 mm 以上となった場合、水があふれる箇所、浸水のおそれがある区間
- (4) 土石流の顕著な河川で、河床埋没のため決壊のおそれがある区間
- (5) 水衝部^{注 7}であって、洪水時に基礎部が急激に深掘れ^{注 8}し、決壊のおそれがある区間
- (6) 改修・復旧済であるが、万一決壊すれば重大な被害をもたらすことが予想される区間
- (7) 堤防兼用重要道路で、被災すれば交通上重要な支障をもたらすことが予想される区間

松江市内の設定箇所は別表 21-1(資料 2)のとおりである。

2 危険な箇所

危険な箇所は、洪水及び高潮に伴い水があふれる箇所、漏水または深掘れ等により決壊のおそれがある箇所で、別表 21-3 の基準により定めた箇所である。

松江市内の設定箇所は別表 21-2(資料 2)のとおりである。

第 7 章 市街地浸水対策（水防活動）における対応

平成 18 年 7 月豪雨災害を受け、大橋川沿線の水防活動において 2.0m までの越流防止対策を次により実施するものとする。

土のう積工の施工等を、水防隊による水防活動及び「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき実施する。(別表 22)

なお、実施する基準は下記のとおりとする。

待機 大橋川（松江観測所）水位 0.80m

出動 大橋川（松江観測所）水位 1.20m

注 7 河川の湾曲部などで水の流れが強くあたる箇所。

注 8 激しい流れや波浪などにより、堤防の表法面（川側斜面）の土が削り取られる現象。

第 8 章 水防訓練等

市長は、毎年 1 回以上、市の定める要領により水防訓練を行うものとする。
また、毎年、増水期前に水防関係機関と危険箇所の現地確認を行うものとする。

第 9 章 減災対策協議会の取り組み

国土交通省直轄河川及び県管理河川において、国・県・市及び気象台による減災対策協議会を設置し各機関での取り組み方針をまとめている。

各機関は、取り組み方針を着実に実行していくことでハード、ソフト対策を一体的、計画的に推進する。（資料 14）